

(保健師助産師看護師法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、第一条の規定による改正後の保健師助産師看護師法以下「新法」という。第十九条の規定にかかわらず、保健師国家試験を受けることができる。

一 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の保健師助産師看護師法(以下「旧法」という)第十九条第一号に該当する者

二 この法律の施行の日(以下「施行日」という)前に旧法第十九条第一号に規定する学校に在学し、施行日以後に同号に規定する要件に該当することとなった者(施行日以後に同号に規定する学校に入学し、当該学校において六月以上保健師になるのに必要な学修を受けた者を除く。)

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、新法第二十條の規定にかかわらず、助産師国家試験を受けることができる。

一 この法律の施行の際現に旧法第二十条第一号に該当する者

二 施行日前に旧法第二十条第一号に規定する学校に在学し、施行日以後に同号に規定する要件に該当することとなった者(施行日以後に同号に規定する学校に入学し、当該学校において六月以上助産に関する学修を受けた者を除く。)

第四条 この法律の施行の際、現に旧法第二十一条第一号の規定による指定を受けている学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。以下この条において同じ)は新法第二十一条第一号の規定により指定を受けた大学と、現に旧法第二十一条第一号の規定による指定を受けている学校(大学を除く)は新法第二十一条第二号の規定により指定を受けた学校と、現に旧法第二十一条第二号の規定による指定を受けている養成所は新法第二十一条第三号の規定により指定を受けた養成所とみなす。

2 前項の規定により新法第二十一条第一号の規定を受けた大学とみなされた大学について他の同号の規定の適用については、当分の間、同号中「卒業した者」とあるのは、「卒業した者その他三年以上当該学科を修めた者」とする。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第五条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二百二条第四項中「同条第三号」を「同条第四号」に改める。

文部科学大臣 塩谷 立
厚生労働大臣 舩添 要一
内閣総理大臣 麻生 太郎

御名 御璽
国事行為臨時代行名
平成二十一年七月十五日
内閣総理大臣 麻生 太郎

法律第七十九号
出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の一部を改正する等の法律

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第一条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。目次中「第五条」を「第五条之二」に改める。

第二条の二第一項中「取得に係る在留資格」の下に「技能実習の在留資格にあつては、別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる第一号イ若しくはロ又は第二号イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。」を加え、同条第二項中「在留資格は、別表第一」の下に「の上欄(技能実習の在留資格にあつては、二の表の技能実習の項の下欄に掲げる第一号イ若しくはロ又は第二号イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。)」を加える。

第二章第二節第五条の次に次の一条を加える。
(上陸の拒否の特例)

第五条の二 法務大臣は、外国人について、前条第一項第四号、第五号、第七号、第九号又は第九号の二に該当する特定の事由がある場合であつても、当該外国人に第二十六条第一項の規定により再入国の許可を与えた場合その他の法務省令で定める場合において、相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該事由のみによつては上陸を拒否しないこととすることができる。

第七条第一項第二号中「活動」の下に「二の表の技能実習の項の下欄第二号に掲げる活動を除き」を加え、同項第四号中「こと」の下に「第五条の二の規定の適用を受ける外国人にあつては、当該外国人が同条に規定する特定の事由によつて第五条第一項第四号、第五号、第七号、第九号又は第九号の二に該当する場合であつて、当該事由以外の事由によつては同項各号のいずれにも該当しないこと。以下同じ。」を加える。

第十四条第一項ただし書中「該当する者」の下に「第五条の二の規定の適用を受ける者にあつては、同条に規定する特定の事由のみによつて第五条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。以下同じ。」を加える。

第十六条第八項中「該当する」の下に「者である」を加える。
第十九条の見出しを「(活動の範囲)」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、法務大臣は、当該許可に必要な条件を付することができる。
第十九条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法務大臣は、前項の許可を受けている者が同項の規定に基づき付された条件に違反した場合その他その者に引き続き当該許可を与えておくことが適当でないとする場合には、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。

20 第二十条第一項中「第三項まで」の下に「及び次条」を、「変更」の下に「技能実習の在留資格(別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る)を有する者について、法務大臣が指定する本邦の公私の機関の変更を含み」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第二項の規定による申請があつた場合(三十日以下の在留期間を決定されている者から申請があつた場合を除く)において、その申請の時に当該外国人が有する在留資格に伴う在留期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、当該外国人は、その在留期間の満了後も、当該処分がされる日又は従前の在留期間の満了の日から二月を経過する日のいずれか早い日まで間は、引き続き当該在留資格をもつて本邦に在留することができる。

第二十条の次に次の一条を加える。
(技能実習の在留資格の変更の特例)

第二十条の二 技能実習の在留資格(別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る)への変更は、前条第一項の規定にかかわらず、技能実習の在留資格(同表の技能実習の項の下欄第一号イ又はロに係るものに限る)をもつて本邦に在留していた外国人でなければ受けることができない。

2 法務大臣は、外国人から前条第二項の規定による技能実習の在留資格(別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る)への変更の申請があつたときは、当該外国人が法務省令で定める基準に適合する場合でなければ、これを許可することができない。

3 法務大臣は、前項の法務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

第二十一条第三項中「前項の」の下に「規定による」を加え、同条第四項を次のように改める。

4 第二十条第四項の規定は前項の規定による許可をする場合に、同条第五項の規定は第二項の規定による申請があつた場合に、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項中「新たな在留資格及び在留期間を記載させ」とあるのは「新たな在留期間を記載させ」と、「新たな在留資格及び在留期間を記載した」とあるのは「在留資格及び新たな在留期間を記載した」と、「新たな在留資格及び在留期間を記載させる」とあるのは「新たな在留期間を記載させる」と読み替へるものとする。

第二十三条の見出しを「旅券等の携帯及び提示」に改め、同条第一項中「又は仮上陸許可書、乗員上陸許可書、緊急上陸許可書、遭難による上陸許可書、一時庇護許可書若しくは仮滞在許可書」を「次の各号に掲げる者にあつては、当該各号に定める文書」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 仮上陸の許可を受けた者 仮上陸許可書
- 二 乗員上陸の許可を受けた者 乗員上陸許可書及び旅券又は乗員手帳
- 三 緊急上陸の許可を受けた者 緊急上陸許可書
- 四 遭難による上陸の許可を受けた者 遭難による上陸許可書
- 五 一時庇護のための上陸の許可を受けた者 一時庇護許可書
- 六 仮滞在の許可を受けた者 仮滞在許可書

第二十三条第二項中「当り、同項の旅券又は許可書の提示」を「当たり、同項に規定する旅券、乗員手帳又は許可書（以下この条において「旅券等」という。）の提示」に、「提示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条第三項中「第一項の旅券又は許可書の提示」を「旅券等の提示」に、「提示しなければ」を「提示しなければ」に改める。

第二十四条第三号中「この章の」を削り、「又は」を「若しくは」に、「譲渡し、貸与し、若しくはその譲渡若しくは貸与のあつせんをした者」を「若しくは提供し、又はこれらの行為を唆し、若しくはこれらを行つた者」に改め、同条第三号の三の次に次の一号を加える。

- 三の四 次のイからハまでに掲げるいづれかの行為を行い、唆し、又はこれを行つた者
 - イ 事業活動に關し、外国人に不法就労活動（第十九条第一項の規定に違反する活動又は第七十條第一項第一号から第三号の二まで、第五号、第七号、第七号の二若しくは第八号の二から第八号の四までに掲げる者が行う活動であつて報酬その他の収入を伴うもの）をいう。以下同じ。）をさせること。
 - ロ 外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置くこと。
 - ハ 業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又はロに規定する行為に關しあつせんすること。

第二十四条第四号中「次に掲げる者」を「次のイからロまでに掲げる者」に改め、同号ロ中「在留期間を」を「在留期間（第二十条第五項（第二十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により本邦に在留することができる期間を含む。）を」に改め、同号ハを次のように改める。

- ハ 次の(1)又は(2)に掲げる者のいづれかに該当するもの
 - (1) 第七十三条の罪により禁錮以上の刑に処せられた者
 - (2) 外国人登録に關する法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者を除く。

第二十四条の三第二号中「第二十四条第三号」の下に「から第三号の四まで」を加える。

- 3 前二項の国には、次に掲げる国を含まないものとする。
 - 一 難民条約第三十三条第一項に規定する領域の属する国（法務大臣が日本国の利益又は公安を著しく害すると認める場合を除く。）
 - 二 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に關する条約第三十三条第一項に規定する国
 - 三 強制失踪からのすべての者の保護に關する國際条約第十六條第一項に規定する国

第五十九条第三項中「定める施設」の下に「（第六十一条の七の六において「出国待機施設」という。）を加える。

第六十一条の二の二第一項第三号及び第六十一条の二の四第一項第五号中「第二十四条第三号」の下に「から第三号の四まで」を加える。

第六十一条の七第一項中「収容場」を「（以下「入国者収容所等」という。）に」に、「入国者収容所又は収容場の」を「入国者収容所等」に改め、同条第三項中「入国者収容所又は収容場」を「入国者収容所等」に改め、同条第四項中「地方入国管理局長」の下に「（以下「入国者収容所長等」という。）を加え、同条第五項中「入国者収容所又は地方入国管理局長」を「入国者収容所等」に改め、同条第五項中「入国者収容所等」に、「検閲し」を「検査し」に改め、同条の次に次の五号を加える。

- (入国者収容所等視察委員会)
- 第六十一条の七の二 法務省令で定める入国管理官署に、入国者収容所等視察委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、入国者収容所等の適正な運営に資するため、法務省令で定める担当区域内にある入国者収容所等を視察し、その運営に關し、入国者収容所等に対して意見を述べるものとする。（組織等）
- 第六十一条の七の三 委員会は、委員十人以内で組織する。
- 2 委員は、人格識見が高く、かつ、入国者収容所等の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、法務大臣が任命する。
- 3 委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員は、非常勤とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、法務省令で定める。（委員会に対する情報の提供及び委員の視察等）

第六十一条の七の四 入国者収容所等は、入国者収容所等の運営の状況について、法務省令で定めるところにより、定期的に、又は必要に応じて、委員会に対し、情報を提供するものとする。

2 委員会は、入国者収容所等の運営の状況を把握するため、委員による入国者収容所等の視察をすることができ、この場合において、委員は、必要があると認めるときは、入国者収容所長等に対し、委員による被収容者との面接の実施について協力を求めることができる。

3 入国者収容所長等は、前項の視察及び面接について、必要な協力をしなければならない。

4 第六十一条の七第五項の規定にかかわらず、被収容者が委員会に対して提出する書面については、検査し、又はその提出を禁止し、若しくは制限してはならない。

(委員会の意見等の公表)

第六十一条の七の五 法務大臣は、毎年、委員会が入国者収容所長等に対して述べた意見及びこれをを受けて入国者収容所長等が講じた措置の内容を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(出国待機施設の視察等)

第六十一条の七の六 委員会は、第六十一条の七の二第二項に規定する事務を行うほか、出国待機施設の適正な運営に資するため、法務省令で定める担当区域内にある出国待機施設を視察し、その運営に關し、当該出国待機施設の所在地を管轄する地方入国管理局の長に対して意見を述べるものとする。

2 前二条の規定は、前項に規定する事務を行う場合に準用する。

第七十条第一項第五号中「在留期間を」を「在留期間（第二十条第五項（第二十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により本邦に在留することができる期間を含む。）を」に改める。

第七十三条の二第二項を削る。

第七十四条の七中「第七十三条の二第二項第二号」を「第七十三条の二第二号」に改める。

第七十六条第一号中「違反して旅券又は許可書を携帯しなかつた」を「違反した」に改め、同条第二号中「旅券」の下に、「乗員手帳」を加える。

第七十七条の二中「違反して旅券又は許可書を携帯しなかつた」を「違反した」に改める。